

学生と教職員の人権尊重のために

—キャンパスライフ委員会 平成16年度年次報告—

1. キャンパスライフ委員会の活動は

どのようなものなのか

キャンパスライフ委員会は、本学のすべての学生ならびに教職員の人権が尊重され、安全で快適なキャンパスライフを送ることができるよう、人権侵害の問題等、大学生活のさまざまな場面において快適な生活の障害となる諸問題について、その予防・改善を図るための諸活動を行うことを目的としています。

委員会は、教員11名と事務職員2名の委員から構成されています(別掲1)。また、委員会は人権侵害等に関わる申し立てや相談に応じる窓口として、12名のキャンパスライフ相談員を置いています(別掲2)。さらに、心理的支援のための専門委員を置き、人権侵害等に関連した申し立てに関する心理的な支援も行っています。

平成16年度は、定例・臨時の委員会を13回、委員・相談員・専門委員連絡会を2回開催したほか、人権侵害に関する全学向けの啓発活動、相談案件への対応、学外研究会等への参加などを行いました。

委員会は規程によって年間の活動を全学の皆さんに報告することになっていますので、以下に具体的に述べます。

2. 人権が尊重される快適なキャンパスライフ

づくりのための広報・啓発活動

(1) 「キャンパスライフガイドライン」の活用ならびにリーフレット「相談できます」の配布

4月の新生オリエンテーション時ならびに10月期入学留学生オリエンテーション時に、人権の問題に関する大学の姿勢やキャンパスライフ委員会の活動を紹介し、相談員の所属・氏名と連絡方法を示したリーフレット「相談できます」を配布するとともに、大学のホームページ上にある「キャンパスライフガイドライン」の活用を奨めました。

(2) 新規採用教職員研修会での啓発活動

平成16年度新規採用教職員研修会において、人権の問題に関する大学の姿勢、キャンパスライフ委員会の活動を紹介し、人権が尊重される快適なキャンパスライフづくりについての研修を行いました。

(3) 「キャンパス・ハラスメント防止強化キャンペーン」の実施

人権が尊重されるための広報活動の一環として、「キャンパス・ハラスメント防止強化キャンペーン」を平成16年10月26日から11月10日まで行いました。本学の全学生、教職員を対象として、「あなたの行動が大学を創ります」のキャッチフレーズによるチラシを作成し、あらゆるキャンパス・ハラスメントの防止を呼びかけました。3年次以上の学生・院生等には研究室の指導教員を通じた配布を、1・2年次の学生には必修授業の担当教員からの配布を行うとともに、教職員には個別に配布し、キャンペーンの趣旨の周知徹底を図りました。小金井祭の参加団体代表者会議においてもチラシを配布して、協力を求めました。

また、チラシと同じ図柄のポスターと、「あなたのそばにいます キャンパスライフ相談員」のキャッチフレーズによるポスターの2種類を作成し、キャンペーン終了後も学内に掲示して日常的な啓発を図っています。

(4) 「キャンパス通信」への「キャンパスライフ委員会のコーナー」の掲載

年3回発行される学内広報誌「キャンパス通信」に、毎回「キャンパスライフ委員会のコーナー」をもうけています。平成16年度は、キャンパスライフ委員、相談員からのメッセージとともに、学生から募った原稿を掲載し、様々な立場からの意見を述べてもらうことにより、人権侵害に関する学内の意識向上を図りました。

(5) 学系教授会での情報提供

各学系教授会において、キャンパス・ハラスメントに関する全国的な動向や、プライバシーが判明しない範囲での学内の相談事例の紹介などの情報提供を随時行い、キャンパスライフ委員会の予防・改善活動について広く意見を募るとともに、理解と協力を求めました。

3. リーフレット「相談できます」の外国語版の作成と外国語による相談体制の整備

リーフレット「相談できます」の英語、中国語、韓国語版を作成するとともに、英語および中国語での相談を受けることが可能な相談員をそれぞれ1名ずつ配置し、全学で500名近くにのぼる留学生が、日本語以外でも相談できる体制を整備しました。

4. リーフレット「相談できます」の改訂と「調査委員会マニュアル」の作成

リーフレット「相談できます」に、附属学校における人権等の問題に対処するためにもうけられているスクールライフ委員会についての記載を追加しました。

また、「キャンパスライフガイドライン」にもとづいて調査委員会が設置された際に、公正中立的な立場から、事実関係の調査を適切に行うためのマニュアルを作成しました。

5. 相談案件への対応

相談員に寄せられた相談件数は16件ありました。

その内訳は、セクシュアル・ハラスメントに関するもの5件、修学上の問題に関するもの10件、その他のハラスメントに関するもの1件です。

平成16年度の委員会では上記のうち3件について、調査委員会を設置して、事実関係の調査を行いました。1件目は、本学教員から数ヶ月にわたるセクシュアル・ハラスメント行為を受けたという本学学生からの相談です。委員会は、調査報告書を受けて、重大な人権侵害であると判断し、学長への提言を行いました。その後、教育研究評議会、役員会による審議をふまえ、学長は相談者に謝罪するとともに、当該教員に対し停職6ヶ月の懲戒処分を行い、今後全教職員に対してセクシュアル・ハラスメント研修が義務づけられることになりました。

2件目は、教員の授業方法について不満がある、また不当な単位認定をされたという本学学生からの相談です。委員会は、調査報告書を受けて、相談者の「適正な教育を受ける権利」および「公平・公正な単位認定を受ける権利」

が侵害されたとは認められないと判断し、その旨を相談者に伝えました。委員会審議の過程で、授業運営についての教員の意図が学生に十分に伝わっていなかったことが明らかになったため、「シラバス」、「学生による授業アンケート調査」の運用方法の改善等についての審議を、それぞれ所掌する委員会に提言しました。

3件目は、サークル活動の学外の指導者からセクシュアル・ハラスメント行為を受けたという本学学生からの相談です。委員会は、調査報告書を受けて、重大な人権侵害であると判断し、今後同種事件を予防するための方策についての審議を、課外活動を所掌する委員会に提言しました。

その他の相談案件については、相談者の意向を尊重しつつ、最善と思われる対応をすることで、解決を図りました。具体的には、相談員から相談者へのアドバイス、他のより適切な相談窓口の紹介、学系教授会における全教員への注意喚起、委員会の判断の相談者への回答、当該学科・研究室などへの教育研究システムの改善等についての提言などが、あげられます。

6. 学外研究会・研修会への参加

(1) メンタルヘルス研究協議会への参加

平成16年9月15日、16日に行われたメンタルヘルス研究協議会にキャンパスライフ委員会委員が参加し、各大学との意見交換を行い、今後の本学の委員会の在り方についての参考としました。

(2) 国家公務員セクハラ防止シンポジウムへの参加

平成16年12月10日に行われた国家公務員セクハラ防止シンポジウムにキャンパスライフ委員会委員が参加し、研修を行いました。

<別掲1>

平成16年度キャンパスライフ委員会

渡邊 健治 (副学長 (教育等担当))
出口 利定 (総合教育科学系系長)
眞鍋 倫子 (総合教育科学系教育学講座)
谷部 弘子 (留学生センター)
野田 哲雄 (人文社会科学系外国語・外国文学研究講座)
都留 康子 (人文社会科学系人文科学講座)
植松 晴子 (自然科学系基礎自然科学講座)
中里 真之 (自然科学系技術・情報科学講座)
正木 賢一 (芸術・スポーツ科学系美術・書道講座)
白須 尋子 (芸術・スポーツ科学系健康・スポーツ科学講座)
大西 建 (保健管理センター)
鹿野 芳郎 (総務部長)
太田 恵雄 (学務部長)

<別掲2>

平成16年度キャンパスライフ相談員

大河原美以 (総合教育科学系教育心理学講座)
田村 毅 (総合教育科学系生活科学講座)
佐藤 正光 (人文社会科学系日本語日本文学研究講座)
若林 恵 (人文社会科学系外国語・外国文学研究講座)
植松 晴子 (自然科学系基礎自然科学講座)
中里 真之 (自然科学系技術・情報科学講座)
久保田慶一 (芸術・スポーツ科学系音楽・演劇講座)
白須 尋子 (芸術・スポーツ科学系健康・スポーツ科学講座)
川西 結子 (留学生センター)
八木澤弘子 (経理部契約課)
石森 徳子 (学務部学生サービス課)